

●●●●●●●●●●●●●●●● 学校感染症 ●●●●●●●●●●●●●●●●

次の学校感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、出席停止となります。また集団発生した場合は、学級閉鎖などの措置そちがとられることがあります。

| | 感 染 症 名 | 出席停止期間の基準 |
|--------------|--|---|
| 第一種 (13種) | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 <small>かいはいくわいえん</small> ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 及び鳥インフルエンザ(H5N1) | } 治癒 <small>ちゆ</small> するまで |
| 第二種 (9種) | インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。) | |
| | 百日咳 <small>びひく</small> | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | ましん <small>ましん</small> | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 <small>りゅうこうせいじかせんえん</small> | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 <small>すいとう</small> | すべての発しんが痂皮化 <small>かひか</small> するまで |
| | 咽頭結膜熱 <small>いんとうけつまくねつ</small> | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 感染のおそれがなくなるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 <small>ずいまくえんきんせいずいまくえん</small> | 感染のおそれがなくなるまで |
| 第三種 | 腸管出血性大腸菌感染症 <small>ちようかんしゅけつせいだいちようきんかんせんしやう</small> 流行性角結膜炎 <small>りゅうこうせいかくけつまくえん</small> 急性出血性結膜炎 <small>きゅうせいしゅけつせいかくけつまくえん</small> コレラ <small>これら</small> 細菌性赤痢 <small>さいきんせいせきり</small> 腸チフス パラチフス その他の感染症 | } 感染のおそれがなくなるまで |